

資金不正使用事案に関するご報告

令和8年3月7日付でお知らせいたしました資金不正使用事案につきまして、その後の対応および結果についてご報告申し上げます。

1 事案の概要

本件は、当協会の元専務理事が、外部からの投資に関する勧誘を受け、令和8年2月13日から16日にかけて、協会資金を不適切に使用したものです。

その結果、総額8,753,190円の資金流出が発生いたしましたが、令和8年2月17日に判明しております。

2 その後の対応について

本件判明後、速やかに当該元職員の権限を停止し、関係口座の管理体制を見直しました。

また、警察への相談を行うとともに、返還に向けた対応を進めた結果、令和8年3月13日までに流出した資金は全額回収しております。

なお、当該元職員については、令和8年3月4日付で懲戒解雇処分といたしました。

3 本件を受けて

本件は当該元職員による不適切な行為によるものではありませんが、当協会としても管理体制に課題があったものと受け止めております。

今回の事案を重く受け止め、組織としての責任を十分に認識し、再発防止に取り組んでまいります。

4 詳細経緯

- ・約半年前：SNSを通じ外部人物と接触し、電子メールによる連絡を開始
- ・事案発生の約1か月前：連絡手段をLINEへ移行
- ・その後：当該人物よりビジネス用SNS（Facebook関連）を紹介される
- ・当該アプリを利用し、投資案件に関する情報に接触
- ・当該投資案件への参加を勧誘される
- ・投資資金の出金ができなくなり、当該職員が管理する協会資金を用いて複数回の送金を実施
- ・令和8年2月13日～16日にかけて総額8,753,190円の資金流出が発生

- ・2月17日：広島銀行からの連絡と当該職員の相談で発覚
- ・上記投資案件は詐欺事案として福山北警察署に相談を行う。
- ・3月4日：臨時理事会を行い、同日付の懲戒解雇となる。
- ・3月5日：本案件のプレスリリースを発表。
- ・3月6日：本案件の記者会見を実施。
- ・3月13日：全額の回収を完了する。
- ・3月26日：臨時理事会において刑事告訴を行わないことを決定する。
- ・3月30日：町長へ本案件の報告書を提出する。

5 再発防止の取組

再発防止のため、以下の取組を進めております。

- ・出金手続における事前承認の徹底
- ・複数職員による確認体制の強化
- ・資金管理における役割分担の見直し
- ・現金および通帳管理の厳格化
- ・クラウド会計による透明性の向上
- ・外部専門家による定期的な確認の実施

6 今後に向けて

今後は、再発防止策を着実に実行し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

本件により、町民の皆様をはじめ関係各位の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

令和8年4月6日

一般社団法人 神石高原町観光協会

代表理事 河相 道夫